

【京都府歯科医師会より重要なお知らせ】

猶予届を提出せず、令和6年10月以降も診療報酬を光ディスク（CD）によりご請求している保険医療機関の皆様へ

令和7年3月レセプト請求分（予定）より、オンライン請求開始届の提出がみられない場合は、**レセプトの請求を返戻する取り扱い（受理しない）**となる予定ですのでご注意ください。

今後の取扱い（予定）

令和6年 10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月
電話連絡 文書送付 1回目	電話連絡	電話連絡 文書送付 2回目	電話連絡	電話連絡 ※次月は返戻 となる	返戻

- 早急にオンライン請求へ移行する準備をしてください。
- 準備が終わっていたら、「医療機関等向け総合ポータルサイト」等により、オンライン請求の開始届を提出し、オンライン請求を開始してください。
- オンライン請求へ移行できない事情がある場合は、猶予届兼移行計画書を支払基金と国保連合会にご提出ください。
- 令和6年9月診療分では、約50の医療機関が光ディスクでの請求となっています。
- 当該医療機関へは支払基金より電話連絡があります。